第81期報告書

証券コード 3946

TOMOKU

Packaging Innovation

□目次	
株主の皆様へ	1
事業報告 ······	2
連結計算書類	23
計算書類 ·······	26
監査報告	29
1	- OF



連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び定款第13条の規定に基づき当社ウェブサイト(https://www.tomoku.co.jp/ir/meeting.html)に掲載しておりますので、本報告書には記載しておりません。

株主の皆様へ

株主の皆様には平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。当社第81期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)のご報告にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

日本経済は、企業業績が製造業を中心に弱含 みが見られましたが、設備投資の増加や雇用・ 所得環境の改善等により緩やかな回復基調が続いてきました。海外では、米中貿易摩擦の深刻 化や中国を中心とした海外経済の減速の動きが 続き、更に年初以降、新型コロナウイルス感染 症の世界的な感染拡大によって、世界経済は 「戦後最大の危機」と表現されるほど、深刻な 状況におかれています。



段ボールの国内需要は、自然災害や天候不順、

消費増税、新型コロナウイルス等による影響を受けましたがマイナス幅はわずかとなり、国内生産量は前年を若干下回りました。これに対し当社グループの生産量は、飲料や加工食品、薬品・洗剤向け等の増加により前期比増加しました。原材料や物流コスト等の上昇に対しても、製品の価格改定に努めた結果、増収増益となりました。住宅は雇用・所得環境の着実な改善に加え、住宅ローン金利が引続き低水準にあることや政府による消費増税後の各種住宅取得支援策が実施されましたが、消費増税や大規模自然災害の影響もあり、需要は弱含みで推移しました。このような環境下、スウェーデンハウスの高い断熱性能等の快適性能と価値の持続する家作りへの取組みがお客様に評価され、「オリコン顧客満足度調査ハウスメーカー注文住宅」において6年連続総合1位を受賞しました。この受賞を徹底的に訴求することでお客様への安心感と高級ブランドイメージの浸透に取組んでまいりましたが、お客様の住宅取得に対する慎重さもあり、減収減益となりました。運輸倉庫は西日本エリアや東北エリアで取扱い量が増加となりましたが、夏場の天候不順による飲料関係の荷動き停滞や車両不足による費用増加等により、減収減益となりました。

今後、当社グループにおいては、引続きお客様の高度で多様化したニーズに的確に対応するため、高品質な供給体制の強化と、働き方改革を始めとした労働環境の改善や人材育成、ホワイト物流推進運動への取組みを積極的に進め、労働生産性の向上と内部コストの低減を図り、品質の高い製品とサービスの提供に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご理解をいただき、より一層のご支援 とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

2020年6月

代表取締役社長 中橋光男

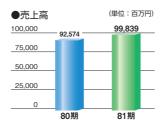
1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度のわが国経済は、企業業績が製造業を中心に弱含みが見られ、設 備投資の増加や雇用・所得環境の改善等により緩やかな回復基調が続いてきました。 一方、米中貿易摩擦の深刻化や中国を中心とした海外経済の減速の動き、国内にお ける大規模自然災害発生や消費増税の影響等、景気の下振れリスクを抱えた環境が 続きました。更に、年初以降、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に よって、世界経済は「戦後最大の危機」と表現されるほど、深刻な状況におかれて います。

このような状況の下、当社グループの連結売上高は176.583百万円(前期比 2.9%増)、連結経常利益は7.107百万円(同26.8%増)、親会社株主に帰属する当 期純利益は4,562百万円(同2.2%増)となりました。

段ボール





住宅





運輸倉庫





段ボール

売上高 **998億39百万円**(前期比7.8%増) 営業利益 **56億93百万円**(同75.4%増)



段ボールの国内需要は、大型連休前に増加しましたが、その後の長梅雨の影響で盛り上がりに欠け、期の後半の消費増税前後の需要も大きな変化はなく、新型コロナウイルス感染症による影響も期末までのマイナス幅は僅かで推移しており、国内生産量は前期を若干下回りました。

当社グループの段ボール生産量は、 飲料や加工食品、薬品・洗剤向け等の 増加によって、前期比増加しました。

一方、主原料である段ボール原紙価格の値上げを前期から受け、当社は段ボール製品の適正価格への改定に取組んできました。

当社グループは、生産力の強化や品質面での一級品作りに積極的に取組み、時間外労働の削減、年次有給休暇の連



館林工場

続取得、ネットワークツールの活用による業務の効率化に向け「働き方改革」を強力に推し進めております。また、「ホワイト物流」推進運動の趣旨に賛同し、国民生活や産業活動に必要な物流を安定的に確保できるよう、荷主・物流当事者として物流諸条件の改善を進めております。

生産力の強化については、館林工場で加工機を最新鋭の高速印刷機に更新し、浜松工場でも高速印刷機に入替え、両工場の生産能力は大幅に増加しました。また、青森工場では多品種小ロット生産対応に優れた印刷精度の高い印刷機に更新し、お客様の高い品質要求に対応しております。

印刷紙器部門では、都心に開設したデザイン室機能も有したプレゼン・ステーションを積極活用し、提案品の開発や質の高い商品設計、提案の迅速化を図っております。

開発営業部門では、需要拡大が続く通販・宅配のユーザーニーズに応えるべく、 段ボールケースの高さを自動で変更できる包装機械(e3neo等)の輸入販売を進め、 本年2月に「国際物流総合展2020」に出展する等、段ボールとのトータルシステム販売に取組んでおります。

海外では、連結子会社のトーモクベトナム社は加工部門の生産能力増強と省力化のためロボットを更新し、米国のサウスランドボックス社は隣接地に工場建屋を建設しております。

当社グループは、「TMオンリーワン」の下、その基盤となる新技術の開発や労働環境の改善、人材育成にも前向きに取組んでおります。

段ボールでは、原材料や物流コスト等の上昇に対し、製品の価格改定に努め、売上高は99,839百万円(前期比7.8%増)に伸長しました。営業利益は、5,693百万円(同75.4%増)となりました。

住宅

売上高 **394億35百万円**(前期比4.9%減) 営業利益 **6億21百万円**(同42.3%減)



住宅業界においては、雇用・所得環境の着実な改善に加え、住宅ローン金利が引続き低水準にあることや政府による消費増税後の各種住宅取得支援策が実施されましたが、消費増税や大規模自然災害の影響もあり、住宅展示場来場者数は前年比マイナスとなるなど、住宅建築の需要は弱含みで推移しました。

このような環境下、スウェーデンハウス㈱は快適性能№1のアピールと価値の持続する家作りが評価され、「オリコン顧客満足度調査ハウスメーカー注文住宅」において6年連続で総合1位を受賞しました。この受賞を徹底的に訴求することでお客様への安心感と高級ブランドイメージの浸透に取組んでまいりました。同時に、分譲住宅 Östermalm (エステルマルム)、平屋規格商品LÄTTNAD (レットナード)、高級商品Radiance (レイディアンス) 等をリリースし、商品ラインナップを



LÄTTNAD (レットナード)

拡充するとともに広告宣伝を強化しました。 一方、リフォーム部門は消費増税前の需要も あり、増益となりました。

住宅取得に関する政府の支援策があるものの、お客様の住宅取得に対する慎重さもあって、住宅の売上高は39,435百万円(前期比4.9%減)に留まり、営業利益は、621百万円(同42.3%減)となりました。

運輸倉庫

売上高 **373億8百万円** (前期比0.6%減) 営業利益 **14億64百万円** (同11.2%減)



運輸倉庫においては、西日本エリアでの飲料・空缶関係の取扱量の増加、東北エ

リアでの新規センター開設による増収はありましたが、夏場の天候不順により飲料関係の荷動きが停滞し、滞留によるパレット賃借料等の費用が増加したこと、また、車両不足による傭車費用の更なる増加等により、運輸倉庫の売上高は37,308百万円(前期比0.6%減)となり、営業利益は1,464百万円(同11.2%減)となりました。



トーウンサービス

(2) 設備投資の状況

当期において実施しました企業集団の設備投資の総額は8,773百万円でありました。主な設備投資は、館林工場、青森工場などの生産能力増強とサウスランドボックス社建屋の増築ならびに品質の向上を目的とした設備更新等により6,088百万円でありました。

(3) 資金調達の状況

当期の資金調達は、設備の新設、更新及び長期借入金の返済資金等に充当するため、長期借入金で10,291百万円を調達しました。なお、長期借入金の返済は9,498百万円を実施しました。

(4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

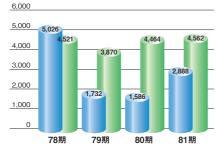
	区	分		第78期 2017年3月期	第79期 2018年3月期	第80期 2019年3月期	第81期 (当連結会計年度) 2020年3月期
売	上	高	(百万円)	152,153	161,514	171,580	176,583
経	常 利	益	(百万円)	7,865	5,973	5,604	7,107
親会社	上株主に帰属する当期	純利益	(百万円)	4,521	3,870	4,464	4,562
1株	当たり当期純	利益	(円)	257.51	236.76	273.14	279.12
総	資	産	(百万円)	136,532	135,270	142,517	146,646
純	資	産	(百万円)	54,707	58,403	62,184	64,872

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式を控除した株式数)により算出しております。
 - 2. 当社は2017年10月1日付で普通株式5株を1株の割合で株式併合を実施しております。これに伴い、1株当たり当期純利益につきましては、第78期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算定しております。
 - 3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を第80期の期首から適用しており、第79期に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を遡って適用しております。

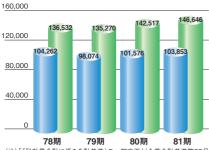
財務ハイライト(ご参考)



親会社株主に帰属する当期純利益(単位:百万円)



総資産 (単位:百万円)



(注)「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を第80期の期首から適用しており、第79期に係る 総資産については、当該会計基準等を遡って適用しております。

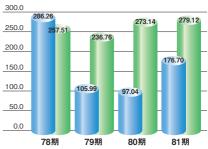


1株当たり当期純利益



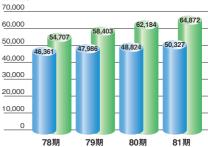
(単位:百万円)

単体 連結



(注)当社は2017年10月1日付で普通株式5株を1株の割合で株式併合を 実施しております。これに伴い、1株当たり当期純利益につきましては、 第78期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算定しており ます。

純資産



(5) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい状況が続くことが見込まれます。企業収益・雇用環境・所得環境の悪化が懸念され、これらが個人消費・住宅投資・設備投資等に影響を及ぼすものと予想されます。新型コロナウイルスの感染拡大は、「世界経済・日本経済にとって戦後最大の危機」と言われており、感染の終息時期も含め、今後も予断を許さない状況が続くものと予想されます。

段ボールにおいては、引続きお客様の高度で多様化したニーズに的確に対応できる高品質製品の供給体制の強化と生産能力増強を推進してまいります。また、新技術・新設備の開発に注力するとともに、総労働時間の短縮と付加価値の増大による労働生産性の向上を図り、テレワークを含め新しい働き方と更なる労働環境の改善や人材育成を積極的に進めてまいります。

また、住宅においては、不要不急の外出自粛の影響から、展示場来場者数の減少や仕様打合せ期間の長期化等、販売面で厳しい環境が続くものと思われます。このため、スウェーデンハウス㈱ではホームページのリニューアルや携帯アプリの追加等のWEB対策を強化し潜在層の獲得を図るとともに、法人営業にも一層注力し紹介受注に繋げてまいります。また、施工能力や品質の向上に向けた諸施策を講じ、お客様がご入居後もご満足いただける家作りを目指してまいります。

運輸倉庫においては、ドライバーや車両不足等によるコスト増等、厳しい事業環境におかれておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響による国内景気の停滞が予測される中で、更なる物流品質の向上を目指してまいります。また、昨年からスタートした「ホワイト物流」推進運動に積極的に取組み、事業基盤の一層の強化に繋げてまいります。

当社グループにおいては、この度のコロナ禍の中で、サプライチェーンの重大さ、また、その一翼を担う者としての使命感・責任感を一層高め、今後ますます精進し、気を引き締めて取組んでまいります。

また、当社グループでは、2020年3月期から2022年3月期の3カ年で進めている「中期経営計画」において、2022年3月期では「連結売上高2,000億円、営業利益率5.8%、ROE10%」を目指し、取組んでまいります。また、ESG経営の実現に向け、グループ挙げてSDGsに積極的に取組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご理解をいただき、より一層のご 支援とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

— 7 —

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況 該当事項はございません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社トーシンパッケージ	百万円 80	100.00	段ボール製品製造販売
仙台紙器工業株式会社	90	100.00	段ボール製品製造販売
株式会社ワコー	10	100.00	段ボール製品製造販売
タイヨー株式会社	60	100.00	段ボール製品製造販売
大一コンテナー株式会社	125	70.00	段ボール製品製造販売
株式会社十勝パッケージ	10	70.00	段ボール製品製造販売
サウスランドボックス社	千米ドル 5,000	100.00	段ボール製品製造販売
トーモクベトナム社	億ベトナムドン 2,008	100.00	段ボール製品製造販売
スウェーデンハウス株式会社	百万円 400	100.00	輸入住宅設計、施工、販売
スウェーデンハウスリフォーム株式会社	20	* 100.00	住宅のリフォーム
プライムトラス株式会社	280	* 92.63	住宅部材製造販売
トーモクヒュースAB	132,000	% 100.00	住宅部材製造販売
北洋交易株式会社	百万円 30	% 100.00	輸入住宅部材卸売、ゴルフ場の経営
株式会社ホクヨー	50	100.00	包装資材売買、保険代理店業
トーウンサービス株式会社	574	100.00	運送及び倉庫業
トーウントラフィック株式会社	20	* 100.00	運送業
トーウンロジテム株式会社	100	% 66.00	運送及び倉庫業

- (注) 1. ※印の出資比率は間接保有を含んでおります。
 - 2. 当連結会計年度より、当社の非連結子会社であったタイヨー株式会社は重要性が増したため、連結の範囲に含めました。
 - 3. プライムトラス株式会社に対する出資比率は、2019年12月16日付で、スウェーデンハウス株式会社が株式を追加取得したことにより、72.63%から92.63%に増加しております。

(7) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

	事業	部門		事業内容
段	ボ	_	ル	段ボールシート、段ボールケース及び印刷紙器の製造・販売
住			宅	スウェーデン製輸入住宅部材の製造・販売及び戸建て住宅の 設計・施工・監理・販売、住宅のリフォーム
運	輸	倉	庫	貨物運送事業及び倉庫事業

(8) 主要な営業所及び工場 (2020年3月31日現在)

		本 社	±	東京都千代田区	
当	社	工場	易	館林(群馬県館林市) 厚木(神奈川県厚木市) 札幌(北海道小樽市) 神戸(兵庫県神戸市) 九州(佐賀県基山町) 浜松(静岡県浜松市) 新潟(新潟県聖籠町) 仙台(宮城県岩沼市) トモプレスト(群馬県明和町)	岩槻 (埼玉県さいたま市) 長野 (長野県茅野市) 大阪 (大阪府門真市) 小牧 (愛知県小牧市) 清水 (静岡県静岡市) 青森 (青森県青森市) 山形 (山形県山形市) 千葉紙器 (千葉県長南町)
		本 社	±	東京都世田谷区	
スウュ 株式会	ェーデンハウス 会社	支充	生	北海道(北海道札幌市) 北関東(埼玉県さいたま市) 東京(東京都武蔵野市) 名古屋(愛知県名古屋市) 九州(福岡県福岡市)	東北(宮城県仙台市) 千葉(千葉県船橋市) 横浜(神奈川県横浜市) 関西(兵庫県神戸市)
			宅易	北海道地区 (10ヵ所) 関東地区 (30ヵ所) 関西地区 (6ヵ所) 九州地区 (5ヵ所)	東北地区(2ヵ所) 名古屋地区(7ヵ所) 中国地区(2ヵ所)

本 社	埼玉県さいたま市	
事業所	北海道(北海道小樽市) 東北(宮城県多賀城市) 北関東第一(埼玉県羽生市) 北関東第二(群馬県明和町) 北関東第三(群馬県千代田町) 北関東第四(埼玉県さいたま市) 南関東(神奈川県厚木市) 中部(岐阜県瑞穂市) 西日本(滋賀県甲良町)	
本 社	東京都千代田区	
本 社	北海道札幌市	
支 店	神奈川県川崎市	
本 社	埼玉県加須市	
工場	本社(埼玉県加須市) 大利根(埼玉県加須市)	
本社·工場	米国カリフォルニア州 L . A .地区	
本社·工場	スウェーデン国インション	
本社·工場	ベトナム国ビンズン省	
	事業 所 本 社 支 店 本 社 工 場 本社·工場	

(9) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前期末比
段 ボール	1,651 ^名	117名増
住宅宅	1,114	16名減
運輸倉庫	685	36名増
全 社(共通)	26	4名増
合計	3,476	141名増

⁽注)上記のほか臨時社員597名(年間の平均人員)を雇用しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比	平均年齢	平均勤続年数
1,056 ^名	51 ^名 増	37.2 ^歳	14.0 ^年

⁽注)上記のほか臨時社員195名(年間の平均人員)を雇用しております。

(10) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	3,888 百万円
株式会社三菱UFJ銀行	1,743
農林中央金庫	1,605
株式会社三井住友銀行	1,139
株式会社北洋銀行	1,008
株式会社静岡銀行	645
三井住友信託銀行株式会社	428
株式会社北海道銀行	400
みずほ信託銀行株式会社	328
株式会社横浜銀行	325

⁽注)上記にはシンジケートローンによる借入金(27,100百万円)は含まれておりません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

2 株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 60,000,000株

(2) 発行済株式の総数 19,341,568株

(3) 株 主 数 4,460名

(4) 大 株 主

所有者別の株式保有比率				
外国法人等 ————— 9.62%	自己名義 15.50%			
金融商品取引業者 0.64%	個人・その他 18.79%			
金融機関 28.59%	その他の法人 26.86%			

	当社への出資状況
(株 主 右 	持 株 数 出資比率
三 菱 商 事 株 式 会 社	947 ^{千株} 5.79 [%]
丸 紅 株 式 会 社	923 5.65
株式会社みずほ銀行	749 4.58
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	748 4.57
日 本 製 紙 株 式 会 社	719 4.39
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	611 3.74
ホッカンホールディングス株式会社	604 3.69
トーモク共栄会	597 3.65
特 種 東 海 製 紙 株 式 会 社	540 3.30
トーモク社員持株会	490 3.00

⁽注) 1. 当社は、自己株式2,996千株を保有しておりますが、上記から除いております。

^{2.} 出資比率は、自己株式を控除して計算しております。

3 新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している新株予約権の状況

該当事項はございません。

(2) 当事業年度中に使用人等に対して交付した新株予約権の状況

該当事項はございません。

(3) その他新株予約権等の状況 (2020年3月31日現在)

2017年3月3日開催の取締役会決議に基づき発行した第5回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の内容は、次の通りであります。

①新株予約権の数 2.999個

②新株予約権の目的となる株式の種類 当社普通株式

③新株予約権の目的となる株式の数 行使に係る本社債の払込金額の総数を

転換価額で除して得られる最大整数と

する。

④行使価額 当初393円(行使価額は一定の条件の下、

調整される)

⑤新株予約権の行使期間 2017年5月1日から2022年3月16日まで

なお、社債要項に定める事項に該当したことに伴い、社債要項の行使価額調整条項に従い当該行使価額を調整するものであり、また、2017年6月23日開催の株主総会において2017年10月1日付で当社普通株式5株を1株に併合することが決議されましたので、併合日以降当該行使価額を調整し、次の通りとなりました。

銘柄	適用日	調整前行使価額	調整後行使価額
	2017年7月10日~2017年9月30日	393円	391円80銭
第5回 無担保転換社債型	2017年10月1日~2018年7月9日	391円80銭	1,959円
無担休斯換付價空 新株予約権付計債	2018年7月10日~2019年7月9日	1,959円	1,954円30銭
	2019年7月10日以降	1,954円30銭	1,930円

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役 (2020年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	斎藤英男	スウェーデンハウス㈱代表取締役会長
代表取締役社長	中橋光男	
専務取締役	内野 貢	社長補佐、管理本部管掌兼グループ関連会社担当 ㈱ホクヨー代表取締役社長
常務取締役	廣瀬正二	営業本部長 トーモクベトナム社代表取締役社長
常務取締役	栗原由行	管理本部長 物流・調達部長兼住宅資材部長
常務取締役	新井 孝	館林工場長
取 締 役	有賀 毅	生産本部長
取 締 役	宮坂朋純	営業副本部長兼青果物営業部長
取 締 役	村井秀壽	スウェーデンハウス㈱代表取締役社長
取 締 役	岡本良夫	大一コンテナー㈱代表取締役社長
取 締 役	坂上 誠	公認会計士
取 締 役	永易俊彦	NTSホールディングス㈱代表取締役社長
常勤監査役	羽石晴夫	
監 査 役	佐藤道夫	スウェーデンハウス㈱常勤監査役
監 査 役	八木茂樹	公認会計士
監 査 役	飯田 丘	弁護士

- (注) 1. 取締役坂上誠氏及び永易俊彦氏は、社外取締役であり、株式会社東京証券取引所の有価証券上場 規程第436条の2に規定する独立役員であります。
 - 2. 監査役八木茂樹氏及び飯田丘氏は、社外監査役であります。
 - 3. 監査役佐藤道夫氏は、当社の経理部門の業務を長年経験し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 4. 監査役八木茂樹氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 5. 取締役岡田正人氏は2019年11月18日に逝去により退任となりました。なお、退任時における 重要な兼職はスウェーデンハウス株式会社代表取締役社長でありました。

6. 当事業年度中の取締役の地位及び担当の異動は以下の通りです。

氏 名	新	IB	異動年月日
斎 藤 英 男	代表取締役会長 スウェーデンハウス㈱代表取 締役会長	代表取締役会長	2019年10月1日
村井秀壽	スウェーデンハウス(株) 代表取締役社長	取締役 神戸工場長 関西営業部管掌	2020年1月1日

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	報酬等の総額
取 締 役 (うち社外取締役)	13 ^名 (2)	258 ^{百万円} (10)
ニュー 監 査 役 (うち社外監査役)	4 (2)	29 (10)
	17	288

- (注) 1. 取締役の報酬等には、2019年11月18日に退任した取締役1名の在任中の報酬等が含まれております。
 - 2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与及び賞与は含まれておりません。
 - 3. 2008年6月27日開催の第69回定時株主総会において取締役の報酬限度額は、年額360百万円以内(但し、使用人兼務取締役の使用人分給与及び賞与は含まない。)と決議し、監査役の報酬限度額は、年額60百万円以内と決議しております。なお、同総会において役員退職慰労金制度は廃止を決議しております。
 - 4. 上記の報酬等の総額には、当事業年度における役員賞与引当金繰入額(取締役12名に対し53百万円(うち社外取締役2名に対し2百万円)、監査役4名に対し5百万円(うち社外監査役2名に対し2百万円))が含まれております。
 - ※役員の報酬等は取締役に対し月額報酬と役員賞与を支給することにしております。

取締役の報酬等については内規に基づき、月額報酬を役職、在職期間、業績への貢献度を勘案し、期毎の業績に 連動した役員賞与額をその貢献度を勘案して取締役会で決定することとしております。

監査役の報酬等については内規に基づき、常勤監査役、社外監査役等の区分によって監査役の協議により決定することとしております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の 法人等との関係

取締役永易俊彦氏は、NTSホールディングス株式会社の代表取締役社長であります。当社は同社との間には特別な関係はありません。

② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の 法人等との関係

該当する者はおりません。

③ 当事業年度における主な活動状況

<取締役会及び監査役会への出席並びに発言の状況>

取締役坂上誠氏は、当事業年度において、開催された取締役会11回のうちそのすべてに出席しました。同氏は公認会計士としての専門知識と実務経験を活かし、取締役会において適宜発言を行っています。

取締役永易俊彦氏は、当事業年度において、開催された取締役会11回 のうちそのすべてに出席しました。同氏は金融機関での専門的知識と会 社経営の実務経験を活かし、取締役会において適宜発言を行っています。

監査役八木茂樹氏は、当事業年度に開催された取締役会11回のうちそのすべてに出席し、監査役会6回のうちそのすべてに出席しました。

監査役飯田丘氏は、当事業年度に開催された取締役会11回のうちそのすべてに出席し、監査役会6回のうちそのすべてに出席しました。

八木茂樹氏は公認会計士、飯田丘氏は弁護士としてそれぞれ専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会でも同様に専門的見地から、積極的に意見を述べております。

また上記各氏は取締役会においてグループ全体のコンプライアンス体制の整備・充実やその徹底・定着について発言を行っております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は定款第25条及び第34条の規定に基づき、会社法第427条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を坂上誠氏、永易俊彦氏、八木茂樹氏、飯田丘氏の4氏と締結しております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 名 称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

区分	支払額
当事業年度に係る会計監査人に対する報酬等の額	41百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	90

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取 引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的に区分できませんので、当事業年度 に係る会計監査人に対する報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 当社監査役会は、過年度の監査計画・監査実績・監査時間及び報酬額等の推移を確認すると同時 に、当該事業年度の会計監査人の監査計画・内容、監査時間・報酬額見積りの妥当性等を検討し た結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行いました。
 - 3. 重要な子会社の一部については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む)の計算関係書類(これに相当するものを含む)の監査(会社法又は金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む)の規定によるものに限る)を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はございません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人がその職務を適切に遂行することが困難であると判断した場合等、その必要性があると判断した場合は、監査役会の決議により取締役会は会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とします。

また監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

[業務の適正を確保するための体制の概要]

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、業務の有効性・効率性、財務報告の信頼性、事業活動に係る法令等の遵守、資産の保全という内部統制の目的を達成するために内部統制事務局を設置する。
- ② 内部統制事務局は、取締役及び使用人の職務が法令及び定款に適合して 執行されるよう、経営理念・行動基準や各種規程・マニュアル及び業務分 掌等を整備し、適宜見直しを行う。
- ③ 内部監査部門は、内部統制監査やコンプライアンス監査を行い、法令等の 遵守状況を確認し、社長及び監査役に報告する。
- ④ 法務・コンプライアンス室は、使用人等が内部通報を行う場合の窓口となる。また当社の指定する社外弁護士をその外部通報窓口とする。
- ⑤ 当社は、反社会的勢力とは一切の関係を持たないことを基本方針に関連 規程等を整備し、社内・子会社に周知すると共に、反社会的勢力に対し毅 然とした姿勢を貫き、組織的に対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の決裁や内部統制の整備・運用に係る職務執行に関する情報を文書等に記録・保存し、取締役及び監査役が必要に応じてこれを閲覧できるよう整備する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理の責任者である社長は、『リスク管理規程』に基づき、内部統制事務局やその他の関連部署に指示し、子会社を含めた企業集団のリスクを統括・管理し、財務や情報セキュリティ、コンプライアンス、品質、環境、自然災害等の各種リスクについて識別・評価し、回避・低減等の必要な対策を実施するほか、リスクの発生状況に応じて組織や規程・マニュアル等の見直しを適宜行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、『決裁規程』『組織規程』や『業務分掌規程』等の整備・見直しを進め取締役の職務分掌や権限を明確化すると共に、日常的な取締役相互間の報告・連絡・相談の円滑化を推進する。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 子会社取締役等の当社への報告体制

当社は、子会社の業績、財務状況その他経営上の重要事項について、子会社から定期的に報告を求める。

子会社の業務を担当する取締役及び部室長・工場長は、その業務について、充分にその実態を把握し適切な指示を与えると共に、適宜、社長や取締役会への報告を行い、決裁等の必要な手続きを行う。

- ② 子会社取締役の効率的な業務執行体制
 - 当社は、子会社の事業内容・規模等を勘案し、子会社の規程・マニュアル等の整合性を図り、また各種会議を通して、企業集団として業務が適正かつ統一的に執行される体制を構築する。
- ③ 子会社取締役及び使用人の業務が法令等に適合することを確保するための体制

当社は、監査や会議・通達等を通じて子会社の業務が法令及び定款に適合し適正に執行されるよう指導すると共に、連結財務諸表等の財務報告の信頼性を確保する体制を構築する。

(6) 監査役の監査が効率的に行われるための体制

① 補助すべき使用人

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当社は、監査役会と協議のうえ、専任の使用人を配置する。

当該使用人は、当該業務従事期間中、監査役の指揮・命令に従うと共に、 その人事評価・異動・処遇については、監査役と取締役の協議により決定する。

② 監査役への報告体制

内部統制事務局や監査部は、内部統制の整備・運用状況や内部監査結果 等について、定期的もしくは必要に応じて監査役に報告する。

使用人並びに子会社の取締役・使用人は、当社の監査役に報告する必

要があると判断した場合、当社監査役に報告することができる。

当社は、監査役へ報告をした使用人又は子会社の取締役・使用人が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないよう、規程等を整備する。

③ その他監査役監査が効率的に行われるための体制

監査役は、取締役会以外にも取締役と執行役員により構成される常勤会に出席し、具体的な事業運営の方針や報告等を聴取する。

社長と監査役、監査役と管理本部等との意見交換や報告の場を定期的もしくは随時設けると共に、監査役と子会社監査役や子会社監査部長等との定例会議を設置し、グループ全体としての横断的な監査体制を構築する。

④ 監査費用等

当社は、監査役がその職務の執行に伴い、当社に対し費用の請求をした場合、当該請求が監査役の職務執行に必要ではないと認められた場合を除き、当該請求を処理する。

〔業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要〕

(1) 内部統制

内部監査を実施する監査部と法務・コンプライアンス室は、年間の監査計画に基づいて当社各部門に対して監査を実施し、その結果を社長及び常勤監査役、内部統制事務局に報告しております。

財務報告に係る内部統制については、『内部統制規程』に従って、当社並びにグループ会社の整備・運用状況を評価しております。

(2) コンプライアンス体制

新たに入社した社員、中堅社員、新任管理職に対してコンプライアンスに関する 教育を実施し、『トーモクグループの行動基準』、『コンプライアンス規程』の周知・ 徹底を図っております。

法務・コンプライアンス室では、コンプライアンスを監査の重点項目とし、法令・ 定款・社内規程などの遵守状況を監査すると共に、業務が適正かつ効率的に運営さ れているか、経営方針の浸透が図られているかなどを確認し、適宜改善措置を行っております。

(3) リスク管理体制

リスク管理については、当社グループに重大な影響を与えるリスクの選定と損失 の回避・低減等を図る対策を実施することとしております。当事業年度においては 大規模な事故・災害・不祥事は発生しておりません。

(4) 取締役の職務執行

当事業年度において、取締役会は11回開催され、『決裁規程』、『取締役会規則』に定める重要事項の決定及び取締役の職務執行の報告等を行っております。取締役会には全監査役が出席し、議案の審議及び意思決定の状況を確認しております。また、日常的な取締役相互間の報告・連絡・相談も円滑に進めております。

(5) グループ会社の管理

グループ会社の運営については、『関連会社管理規程』等に基づき、子会社の業務執行に関する必要な決裁を受けております。

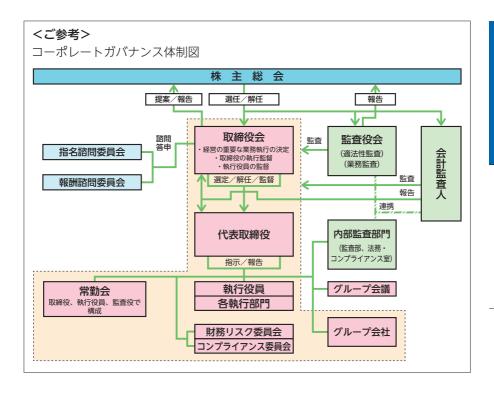
当事業年度において、グループ会議を2回開催しております。また、子会社の業績・財務状況・その他経営上の重要事項については子会社から定期的に報告を受けております。

(6) 監査役の職務の執行

監査役は取締役会の他、取締役と執行役員で構成する常勤会へ出席し、具体的な事業運営の方針や報告等を聴取すると共に取締役・執行役員の業務執行の適正性について確認しております。

当事業年度において、監査役会は6回開催されました。また、監査役は社長連絡会、グループ監査役連絡会、グループ監査部長等との連絡会、内部監査部門や外部監査人等との情報交換の場を設ける等、グループ全体としての横断的な監査を実施しております。

— 21 —



<備考>

事業報告は次により記載しております。

- (1) 記載金額は表示単位未満切り捨てにより表示しております。
- (2) 千株単位の株式数は千株未満切り捨てにより表示しております。
- (3) 重要な親会社及び子会社の状況の出資比率は小数点第3位を、前期比増減率、 平均年齢及び平均勤続年数は小数点第2位を、臨時社員年間の平均人員は小 数点第1位をそれぞれ四捨五入により表示しております。
- (4) 1株当たりの当期純利益及び株式に関する事項の出資比率は、小数点第3位を切り捨てにより表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位:百万円) 当連結会計年度 前連結会計年度(ご参考) 当連結会計年度 前連結会計年度(C参考) 区 分 区分 2020年 2019年 2020年 2019年 3月31日現在 3月31日現在 3月31日現在 3月31日現在 (資 産 146.646 142.517 債 部) (負 ത 部) 81.773 80.333 流動 資 産 58,510 56,363 流動 負 債 39.244 43.352 支払手形及び買掛金 19.594 19.666 現金及び預金 10.559 10.279 短期借入金 3,262 3.676 29,524 受取手形及び売掛金 28,830 1年以内返済長期借入金 4,657 9,358 未払法人税等 1.530 718 電子記録債権 3.374 2.775 賞与引当金 1.758 1.767 たな知資 産 10,543 10,089 役員賞与引当金 82 59 7 (\mathcal{D}) 4.578 他 4.448 完成工事補償引当金 156 196 8.396 \mathcal{O} 他 7.714 31 当 59 倒 余 \triangle 69 42.529 36.981 定負債 固定資産 88,135 86,154 転換計信型新株予約権付計信 2.999 2.999 長期借入金 30,579 24,837 有形固定資産 73.667 70.254 繰延税金負債 2,761 2,950 建物及び構築物 24,435 24,725 役員退職慰労引当金 408 390 機械装置及び運搬具 14.239 14.893 定期点検引当金 236 243 退職給付に係る負債 3,829 3,714 +33.032 28,291 地 \mathcal{O} 他 1.716 1.845 設 仮 勘 定 231 628 1.714 (純資産の部) 64.872 62.184 そ \mathcal{O} 1,729 他 主資本 61.844 57.871 無形固定資産 242 249 本 箵 余 13.669 13.669 投資その他の資産 14,225 15,650 本 剰 余 余 11,226 11,235 益 剰 余 41.268 37.285 余 投資有価証券 8.459 9.602 己 △ 4.320 △ 4.318 株 (左 長期貸付金 108 149 その他の包括利益累計額 2.618 3.791 1,641 繰 延 税 金 資 産 1.604 その他有価証券評価差額金 2,874 3,398 繰延ヘッジ損益 \triangle 45 退職給付に係る資産 1.109 1.609 為替換算調整勘定 148 26 \triangle 2.946 そ \mathcal{O} 他 3.161 退職給付に係る調整累計額 61 \triangle 419 引当金 255 261 非支配株主持分 409 520 貸 倒 \triangle 142,517 資 産 合 計 146,646 負債純資産合計 146,646 142.517

連結損益計算書

連結預益計算書 		(単位:百万円)
区 分	当連結会計年度 (2019年4月 1 日から 2020年3月31日まで)	前連結会計年度(ご参考) (2018年4月 1 日から 2019年3月31日まで)
- 売 上 高	176,583	171,580
売 上 原 価	146,726	143,840
売 上 総 利 益	29,856	27,739
販売費及び一般管理費	22,944	22,534
営業利益	6,911	5,204
営業外収益	706	778
受取利息及び配当金	226	193
雑 収 入	479	585
営 業 外 費 用	510	379
支 払 利 息	127	150
	383	228
経常 利益	7,107	5,604
特別 利益	-	11
投資有価証券売却益	-	11
特別 損失	142	207
固定資産処分損	111	140
投資有価証券評価損	29	_
減 損 損 失	1	7
災害による損失	-	33
子会社株式評価損	_	26
税金等調整前当期純利益	6,965	5,408
法人税、住民税及び事業税	2,349	1,756
法 人 税 等 調 整 額	△ 31	△ 911
当 期 純 利 益	4,647	4,563
非支配株主に帰属する当期純利益	84	98
親会社株主に帰属する当期純利益	4,562	4,464

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月 1 日から) 2020年3月31日まで)

(単位:百万円)

			株主資本		
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計
2019年4月1日残高	13,669	11,235	37,285	△4,318	57,871
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△ 817		△ 817
親会社株主に帰属する当期純利益			4,562		4,562
自己株式の取得				△ 1	△ 1
連結範囲の変動			237		237
連結子会社株式の取得による持分の増減		△ 8			△ 8
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	_	△ 8	3,982	Δ 1	3,972
2020年3月31日残高	13,669	11,226	41,268	△4,320	61,844

		その他の	の包括利益	左累計額		生去而		
	その他 有価証券 評価差額金	 繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	非支配 株主 持分	純資産 合計 	
2019年4月1日残高	3,398	_	△ 26	419	3,791	520	62,184	
連結会計年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当							△ 817	
親会社株主に帰属する当期純利益							4,562	
自己株式の取得							△ 1	
連結範囲の変動							237	
連結子会社株式の取得による持分の増減							△ 8	
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 連結会計年度中の変動額(純額)	△ 523	△ 45	△ 122	△ 481	△1,172	△ 110	△1,283	
連結会計年度中の変動額合計	△ 523	△ 45	△ 122	△ 481	△1,172	△ 110	2,688	
2020年3月31日残高	2,874	△ 45	△ 148	△ 61	2,618	409	64,872	

(単位:百万円)

計算書類

貸借対照表

				(-	半位・日ハロ/
区分	当 期	前期(ご参考)	区分	当期	前期(ご参考)
	(2020年 3月31日現在)	(2019年 3月31日現在)		(2020年 3月31日現在)	(2019年 3月31日現在)
(資産の部)	103,853	101,576	(負債の部)	53,525	52,752
流動資産	37,756	36,064	流動負債	20,514	24,033
現金及び預金	1,464	1,532	支 払 手 形	25	25
受 取 手 形	6,300	5,953	買 掛 金	11,522	11,466
売 掛 金	15,693	15,443	短期借入金	10	10
電子記録債権	2,688	2,362	1年以内返済長期借入金	3,449	7,081
リース債権	799	679	未 払 金	1,221	2,707
商品及び製品	1,889	1,850	未 払 費 用	1,661	1,579
半製品及び仕掛品	80	71	未払法人税等	986	240
原材料及び貯蔵品	1,502	1,450	賞 与 引 当 金	712	672
短期貸付金	2,758	2,730	役員賞与引当金	59	28
未 収 入 金	4,537	3,952	デリバティブ債務	64	_
そ の 他	88	82	そ の 他	799	220
貸 倒 引 当 金	△ 45	△ 45	固定負債	33,011	28,718
固定資産	66,096	65,512	転換社債型新株予約権付社債	2,999	2,999
有形固定資産	43,957	42,945	長期借入金	27,600	23,049
建物	14,362	15,196	繰延税金負債	1,991	2,274
構築物	471	550	債務保証損失引当金	129	40
機 械 及 び 装 置	9,755	10,356	そ の 他	291	354
車両及び運搬具	65	35	(純資産の部)	50,327	48,824
工具器具及び備品	985	908	株主資本	47,674	45,604
土 地	18,265	15,564	資 本 金	13,669	13,669
リース資産	21	28	資本剰余金	11,138	11,138
建設仮勘定	31	305	資本準備金	11,138	11,138
無形固定資産	41	52	その他資本剰余金	0	0
投資その他の資産	22,097	22,514	利益剰余金	27,230	25,159
投資有価証券	7,091	7,855	利益準備金	1,364	1,364
関係会社株式	6,467	6,467	その他利益剰余金	25,865	23,794
長 期 貸 付 金	5,865	5,593	固定資産圧縮積立金	2,289	2,348
長期営業債権	17	16	繰越利益剰余金	23,576	21,445
差入保証金	334	341	自己株式	△ 4,364	△ 4,362
前払年金費用	1,156	1,060	評価・換算差額等	2,653	3,219
その他	1,213	1,226	その他有価証券評価差額金	2,698	3,219
質 倒 引 当 金	△ 48	△ 48	繰延ヘッジ損益	△ 45	_
資 産 合 計	103,853	101,576	負債純資産合計	103,853	101,576

損益計算書

(単位:百万円) 当 期 期(ご参考) 区 分 2018年4月 1 日から 2019年3月31日まで) 2019年4月1日から2020年3月31日まで) 売 上 高 83,053 78.057 売 上 原 価 68.924 66.241 上 総 利 益 14.128 11.815 売 販売費及び一般管理費 10.813 10.341 営 業 利 益 3.315 1.473 営 業 外 収 益 1.429 1.328 996 901 受取利息及び配当 雑 収 入 432 426 営 業 外 費 用 549 483 利 息 74 89 支 払 雑 損 失 474 394 経 常 利 益 4,194 2.318 特 別 利 益 11 投資有価証券売却益 11 特 別 損 失 121 132 定 資 産 処 分 損 92 99 27 投資有価証券評価 損 減 捐 捐 失 1 7 子会社株式評価 26 捐 税引前当期純利益 2,198 4,073 法人税、住民税及び事業税 1,220 620 法 人 税 等 調 整 額 35 \triangle 8 \triangle 当 期 純 利 益 2,888 1,586

(単位:百万円)

△ 58

2,289

1,364

2,130

23,576

2,071

27,230

株主資本等変動計算書

事業年度中の変動額合計

2020年3月31日残高

13,669

11,138

(2019年4月 1 日から 2020年3月31日まで)

			į	株主	資 本			
		資本剰余金			利 益 剰 余 金			
	資本金	`%er	その他	資本			益剰余金	利益
	貝华亚	資本 準備金	資本 剰余金	剰余金 合計	利益 準備金	固定資産 圧縮積立金	繰越利益 剰余金	剰余金 合計
2019年4月1日 残 高	13,669	11,138	0	11,138	1,364	2,348	21,445	25,159
事業年度中の変動額								
固定資産圧縮積立金の取崩						△ 58	58	_
剰 余 金 の 配 当							△ 817	△ 817
当 期 純 利 益							2,888	2,888
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								

11,138

0

	株主	資本	[本 評価・換算差額等			
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	純資産合計
2019年4月1日残高	△ 4,362	45,604	3,219	_	3,219	48,824
事業年度中の変動額						
固定資産圧縮積立金の取崩		_				_
剰 余 金 の 配 当		△ 817				△ 817
当 期 純 利 益		2,888				2,888
自己株式の取得	△ 1	Δ 1				Δ 1
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			△ 520	△ 45	△ 565	△ 565
事業年度中の変動額合計	Δ 1	2,069	△ 520	△ 45	△ 565	1,503
2020年3月31日残高	△ 4,364	47,674	2,698	△ 45	2,653	50,327

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月21日

株式会社トーモク 取締役会 御中

> EY新日本有限責任監査法人東京事務所 指定有限責任社員公認会計士表晃靖郎 業務執行社員公認会計士表晃靖即 指定有限責任社員公認会計士照内貴即

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社トーモクの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠して、株式会社トーモク及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期 間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。 監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成する ことが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準 に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を 監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬

による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、 監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に 関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上 の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入 手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関し て重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が 認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重 要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外 事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監 査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可 能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及 び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価 する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載 すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月21日

株式会社トーモク 取締役会 御中

> EY新日本有限責任監査法人東京事務所 指定有限責任社員公認会計士表 晃靖即 指定有限責任社員公認会計士表 晃靖即 指定有限責任社員公認会計士照内 貴即

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トーモクの2019年4月1日から2020年3月31日までの第81期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。 監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載され ている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、 また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を 監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスク に対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さら に、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、 監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に 関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第81期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき、審議の上、本監査報告を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施 状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその 職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、 職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を 図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監 査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び 情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、子会社 に赴き、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。 また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の 職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当である と認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当である と認めます。

2020年5月21日

株式会社トーモク 監査役会 ^{常勤監査役} 羽 石 晴 夫 邸

監査役佐藤道夫 印社外監査役 八木茂樹 印

社外監査役 飯 田 斤 印

以上

トーモクネットワーク



メーモ

メーモ

メーモ

株主メモ

事 業 年 度 毎年4月1日から翌年3月31日まで

定時株主総会 6月中

」 3月31日

基準 日 その他必要ある場合はあらかじめ公告いたします。

配 当 金 支 払 株 主 期末配当金につきましては3月31日、中間配当金 確 定 日 の支払いを行う場合は9月30日といたします。

株 主 名 簿 管 理 人 与別口座の口座管理機関

三菱UFJ信託銀行株式会社

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

東京都府中市日綱町1-1

同 連 絡 先 電 話 0120-232-711 (通話料無料)

郵送先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

上場証券取引所 東京証券取引所、札幌証券取引所

公告の方法 当社ホームページに掲載いたします。

https://www.tomoku.co.jp/

但し事故その他やむを得ない事由によりホーム ページに掲載できない場合は、日本経済新聞に掲載します。

(ご注意)

- 株主様の住所変更、配当金の振込みのご指定、買取請求その他各種お手続き につきましては、原則、□座を開設されている□座管理機関(証券会社等) で承ることとなっております。□座を開設されている証券会社等にお問合せ ください。株主名簿管理人(三菱UFJ信託銀行)ではお取扱いできませんの でご注意ください。
- 2. 特別□座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ 信託銀行が□座管理機関となっておりますので、上記特別□座の□座管理 機関(三菱UFJ信託銀行)にお問合せください。なお、三菱UFJ信託銀行全 国各支店にてもお取次ぎいたします。
- 3. 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いたします。

株式会社トーモク

〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-2-2 (丸の内三井ビル) TEL. (03) 3213-6811 https://www.tomoku.co.jp/



